

令和3年4月26日

## 日本帰国時に必要な書類・留意事項

マリから日本へ帰国するにあたり、日本国厚生労働省の求める「出国前検査証明」、「誓約書」、「質問票」が必要となり、日本到着時にも空港において抗原検査が実施されています。なお、誓約書の誓約事項を実施するため、位置情報を提示するために必要なアプリ等を利用できるスマートフォンの所持が必要となります。

○厚生労働省：水際対策にかかる措置について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

### 1 「出国前検査証明」の提示

現在、海外から日本へ入国するすべての方は、国籍を問わず、検疫所へ「フライト出発前72時間以内に受検し、陰性であることを示した検査証明書」の提出が必要です。検査証明書は原則として、「所定のフォーマット」に現地医療機関が記入し、医師が署名又は押印したものを提出する必要があります。

マリにおいては、バマコ国際空港出発便搭乗時に国立公衆衛生研究所『l'Institut National en Sante Publique (以下「INSP」)』より発行された検査証明書の提示必要となりますので、INSPへINSPオリジナルの検査証明書に加え「所定のフォーマット」での検査証明書の発行をご相談してください。

INSPオリジナルの検査証明書が提示できない場合は、バマコ国際空港から航空機への搭乗が出来ない他、トランジット時においても搭乗が出来ない恐れがあります。

「所定のフォーマット」での検査証明書が提示できない場合は、航空機への搭乗及び日本への入国を拒否される場合もあり得ますのでご注意ください。

所定のフォーマットについては、以下のサイトからダウンロード可能です。

○厚生労働省：検査証明書の提示について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

### 2 「誓約書」の提示

日本到着後、14日間の公共交通機関の不利用、自宅等での待機、位置情報の保存、接触確認アプリの導入等についての「誓約書」の提出が必要となっています。

○厚生労働省：誓約書の提出について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

また、位置情報を提供するために必要なアプリ等を利用できるスマートフォンの所持が必要となります。検疫手続きの際に、必要なアプリを利用できるスマートフォンを所持していない場合は、入国前に、空港内でスマートフォンを本人の負担でレンタルしていただくよう求められます。

○厚生労働省：スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

### 3 「質問票」の提出

日本に入国・帰国する際に、新型コロナウイルス感染症の検疫手続として、滞在歴や健康状態を記入した「質問票」を検疫官に提出する必要があります。質問票は事前に Web からアクセスし、QR コードを取得することも可能です。

○厚生労働省：質問票の提出について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00251.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html)

その他、ご不明点、ご照会等については、以下の厚生労働省相談窓口又は当館に直接お問い合わせ願います。

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

（現地大使館連絡先）

○在マリ日本国大使館

住所：Avenue du Mali、devant le Ministere de l' Economie et des Finances、  
Hamdallaye ACI2000、 Bamako Mali

電話（市外局番なし）4497-9220

国外からは（国番号：223）4497-9220

F A X：（市外局番なし）4490-4947

国外からは（国番号：223）4490-4947

緊急携帯電話（夜間、休館日）：（市外局番なし）6675-3326

国外からは（国番号：223）6675-3326

ホームページ：<http://www.ml.emb-japan.go.jp/j/index.html>